

(仮称) 赤坂センター地区複合施設整備基本調査業務委託
に係る公募型プロポーザル募集要項

令和5年4月

成田市企画政策部企画政策課

目 次

| | |
|-------------------------|--------|
| 1. 業務目的 |2 |
| 2. 業務概要 |2 |
| 3. 提案限度額 |2 |
| 4. 参加資格要件 |3 |
| 5. スケジュール |4 |
| 6. 募集方法 |4 |
| 7. 審査方法及び評価基準 |4 |
| 8. プロポーザル募集から契約締結までの手続き |5 |

1. 業務目的

赤坂センター地区において、多機能な複合施設を整備するため、成田ニュータウンの再生を見据えた基本調査を実施し、施設の目指すべき将来ビジョンを策定する。

2. 業務概要

(1) 事業名称

(仮称) 赤坂センター地区複合施設整備基本調査業務委託

(2) 発注者及び発注方法

① 発注者：成田市

② 発注方法：複合施設の整備にあたっては、PFI 手法の導入を優先的に検討する予定であり、本業務はその基本調査として、複合施設に導入する機能の検討や既存の中央公民館、図書館の再整備に係る検証等を行うことから、専門的な知識を有する事業者から広く提案を受け、本業務に最も適した事業者を選定することができる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を採用する。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)まで

(4) 業務内容

別紙（仮称）赤坂センター地区複合施設整備基本調査業務委託仕様書のとおりとする。

3. 提案限度額

提案金額は、9,867,000円（消費税10%を含む）を上限とする。提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

4. 参加資格

(1) 本件プロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすこととする。

① プロポーザルの参加募集開始の日までに令和4・5年度成田市工事等入札参加業者資格者名簿の「測量」部門に登録されている者。

- ② 建設コンサルタント登録規定による都市計画及び地方計画部門の登録を行っている者。
 - ③ 技術士（建設部門・都市及び地方計画又は総合技術監理部門・建設一都市及び地方計画）の資格を有する管理技術者を配置できる者。
 - ④ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する技術者を配置できる者。
 - ⑤ 平成25年4月1日からプロポーザルの参加募集開始の日までに、官公庁が発注した複合施設の整備及び既存施設の再整備に関するコンサルタント業務について、元受けとして受注し完了した実績を有する者。
 - ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア. 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本プロポーザルの参加募集開始日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - エ. プロポーザルの参加募集開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要項（平成24年4月1日制定）に基づく指名停止措置、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要領に基づく入札参加除外を受けている者。
- (2) 募集開始日時点において上記(1)の要件を満たしていた者が、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

5. スケジュール

公募開始から受注者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

| | | |
|---|----------------------|-----------------|
| ① | 公募開始 | 令和5年 4月 24日 (月) |
| ② | 質問書の受付締切 | 令和5年 5月 1日 (月) |
| ③ | 質問回答 | 令和5年 5月 9日 (火) |
| ④ | プロポーザル参加表明の 受付締切 | 令和5年 5月 11日 (木) |
| ⑤ | 企画提案書受付締切 | 令和5年 5月 19日 (金) |
| ⑥ | 第一次審査結果通知 | 令和5年 5月 26日 (金) |
| ⑦ | 第二次審査 (プレゼンテーション) | 令和5年 5月 31日 (水) |
| ⑧ | 選定結果及び 受注者決定の通知 | 令和5年 6月中旬 (予定) |

6. 募集方法

(1) 公募開始年月日

令和5年 4月 24日 (月)

(2) 実施要領等の配布方法

印刷物での配布は行わないため、成田市ホームページ (https://www.city.narita.chiba.jp/business/page0101_00008.html) からダウンロードすること。

7. 審査方法及び評価基準

本件プロポーザルは、「(仮称) 赤坂センター地区複合施設整備基本調査業務委託に係る受注者選定方針」に基づき、「(仮称) 赤坂センター地区複合施設整備基本調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。) 第2条に規定する選定審査委員会が評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

第一次審査は書類審査(配点は別表のとおり)とし、提案者が5者以上のときは第二次審査に進出する4者を選定する。ただし、提案者が4者以下のときは、全提案者

を第二次審査に進出させる。

第二次審査はプレゼンテーションによる審査（配点は別表のとおり）とし、第一次審査と第二次審査の評価得点を合計して順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者とする。

8. プロポーザル募集から契約締結までの手続き

8-1. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本件プロポーザルに係る質問は、以下のとおり受け付ける。なお、電話などによる口頭での問い合わせ及び再質問には対応しない。

- ① 受付期限：令和5年5月1日(月) 17時まで
- ② 質問方法：質問書（様式1）を記載した上で、下記の電子メールアドレスに電子メールで送信するものとし、電話で着信確認を行うこと。
- ③ 電子メールアドレス：kikaku@city.narita.chiba.jp
- ④ 電子メールの件名：（仮称）赤坂センター地区複合施設整備基本調査業務委託
質問書（法人名）

(2) 回答方法

質問事項への回答は、令和5年5月9日(火)までに成田市ホームページ (https://www.city.narita.chiba.jp/business/page0101_00008.html) に掲載する。

8-2. プロポーザル参加表明

本件プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

(1) 提出書類（各1部）

- ① 参加申請書（様式2）
- ② 法人の概要（様式3）
- ③ 業務実績調書（様式4）
- ④ 配置予定技術者調書（様式5）

(2) 提出書類の作成に係る留意事項

ア. 法人の概要（様式3）

- ・建設コンサルタント登録については、証明書を添付すること。

イ. 業務実績調書（様式4）

- ・該当する実績をすべて記載し、契約書の写し等を添付すること。

ウ. 配置予定技術者調書（様式5）

- ・本業務を実施する際の配置予定管理技術者を含む配置予定技術者を記載すること。
- ・配置予定管理技術者又は配置予定技術者のいずれかに○をすること。
- ・氏名及び生年月日、年齢を記載すること。
- ・所属する部署及び役職等を記載すること。
- ・担当者の実務年数を記載すること。
- ・保有資格を記載し、証明書類を添付すること。（必要に応じて行を追加して記載すること。）
- ・様式4で記載した業務実績のうち、担当した業務をすべて記載すること。（必要に応じて行を追加して記載すること。）
- ・これまでの経歴や担当者の実績、能力等から本業務に関してアピール出来る点を記載すること。

(3) 提出期限

令和5年5月11日(木)まで（必着）

受付時間は、平日の9時から17時までとする。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

成田市役所 企画政策部 企画政策課

電話番号：0476-20-1500（直通） 担当：元木、金橋

(5) 提出方法

持参又は郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。

郵送の場合は、配達業者の事情は一切考慮しないので注意すること。

持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

8-3. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書等提出届（様式6）
- ② 企画提案書
- ③ 業務の実施体制（任意様式）
- ④ 配置予定技術者調書（様式5。参加申請時に提出した物と同じ物を添付すること）
- ⑤ 業務工程表（任意様式）
- ⑥ 見積書（内訳書添付）
- ⑦ 法人の概要（様式3。参加申請時に提出した物と同じ物を添付すること）
- ⑧ 業務実績調書（様式4。参加申請時に提出した物と同じ物を添付すること）
- ⑨ その他必要と思われる資料

※①～⑨の順序でインデックスを付け、A4縦フラットファイルに左綴じで作成し、**正本1部、副本10部**を提出すること。

(2) 提出書類の作成に係る留意事項

ア. 企画提案書等提出届（様式6）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- ・連絡先等については、本件プロポーザルについて、市から連絡を受ける部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

イ. 企画提案書

- ・A4判で片面10枚まで（表紙を除く。A3を使用する場合は横折込みとする。A3判は1枚につきA4判2ページと換算する。）とする。
- ・内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮すること。

ウ. 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- ・提案金額の上限を超えないようにすること。
- ・内訳書を添付すること。
- ・消費税及び地方消費税の税率は、10%として見積もること。

(3) 提出期限

令和5年5月19日(金)まで（必着）

受付時間は、平日の9時から17時までとする。

(4) 提出先及び問い合わせ先

P6「8-2. プロポーザル参加表明（4）提出先及び問い合わせ先」と同じ。

(5) 提出方法

P6「8-2. プロポーザル参加表明（5）提出方法」と同じ。

(6) 企画提案書全般に係る留意事項

- ① 参加希望者一法人につき、提案は一件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑤ 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑥ 提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑦ （仮称）赤坂センター地区複合施設整備基本調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第6条の各号の一に該当する提案は無効とする。

8-4. 第一次審査

審査選定委員会は、提出された企画提案書の内容について、第一次審査を行い、上位4者を選定する。（提案者が4者以下のときは、全提案者を選定する。）

選定結果については、令和5年5月26日（金）に参加申請書（様式2）に記載された担当者の電子メールアドレス宛に通知するとともに、後日文書で通知する。

8-5. 第二次審査

企画提案書をもとにプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションは、業務を受注した場合の担当責任者が行うこととし、持ち時間は30分以内（20分程度の企画提案と10分程度の質疑応答）とする。

説明は、提出した提案書に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めない。

第二次審査の実施日時は、令和5年5月31日（水）とし、詳細な時間、参加人数及び貸出機器等については、第一次審査の結果通知時に連絡する。なお、審査の順番は、企画提案書の提出の早い順から先に行うものとする。

8-6. 受注者の決定

(1) 優先交渉権者の確定

第一次審査と第二次審査の評価点を合計して決定した、評価順位が第一位の者を、実施要領第5条の規定により優先交渉権者として確定するものとする。

(2) 選定結果の通知

市長は、実施要領に基づき開催された選定審査委員会の結果を各提案者に通知するものとする。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。

(3) 受注者の決定

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、契約締結に向けた諸条件について、市と協議を行った上で、仕様書を確定させた後、あらためて見積書を提出するものとする。ただし、提案の内容が全て契約仕様書に盛り込まれるものとは限らない。

協議が整い次第、市長は優先交渉権者を受注者として決定し、契約手続きを行う。なお、協議が整わない場合、次点交渉権者と協議により契約を締結する場合がある。

8-7. その他

(1) 評価項目と配点（別表）

| | 評価項目 | 配点 |
|-------|--|----|
| 第一次審査 | <ul style="list-style-type: none">法人の業務実績、配置予定（管理）技術者の業務実績提案内容全般について見積の妥当性 | 30 |
| 第二次審査 | <ul style="list-style-type: none">業務の実施体制の妥当性、調査実施工程実施方針・調査内容、成田市及び本調査地区の現状の理解、今後の整備についての先見性・妥当性専門技術力、取組み姿勢・コミュニケーション力 | 70 |

(2) 参加の辞退

プロポーザルの参加表明後に参加を辞退する場合は、すみやかにP6「8-2. プロポーザル参加表明（4）提出先及び問い合わせ先」に連絡するとともに、参加辞退届（様式7）に辞退の理由を明記して提出すること。

(3) 評価結果の公表

成田市ホームページにおいて、優先交渉権者を公表する。